

札幌医療リハビリ専門学校修学支援制度の概要

1 趣旨

本校は、令和4年度入学者に対する「国の高等教育の修学支援制度」の支援対象校となっておりません。そのため、国の制度と同等の要件（申込資格及び選考基準）を満たす世帯の学生を対象に、本校独自の修学支援制度を新設し、国の制度に準じた、「授業料の減免」及び「奨学金の給付（返還不要）」を行います。

2 支援額

世帯の所得金額に基づく支援区分（3段階）に応じて「授業料等の減免」及び「給付奨学金」を受けられます。

(1) 授業料等の減免額

世帯区分			住民税非課税世帯	住民税非課税に準ずる世帯	
支援区分			第Ⅰ区分 (上限額)	第Ⅱ区分 (2 / 3)	第Ⅲ区分 (1 / 3)
支援内容					
授業料等 減免額	入学金	昼間部	100,000円	66,700円	33,400円
		夜間部	100,000円	66,700円	33,400円
	授業料 (年額)	昼間部	590,000円	393,400円	196,700円
		夜間部	390,000円	260,000円	130,000円

(2) 給付奨学金（月額）

世帯区分		住民税非課税世帯	住民税非課税に準ずる世帯	
支援区分		第Ⅰ区分	第Ⅱ区分	第Ⅲ区分
支援内容		上限額	2 / 3 支援	1 / 3 支援
給付額	自宅通学	38,300円 (42,500円)	25,600円 (28,400円)	12,800円 (14,200円)
	自宅外通学	75,800円	50,600円	25,300円

※1 生活保護（扶助の種類は不問）を受けている生計維持者と同居している人及び進学後も児童養護施設等から通学する人は上表の（ ）内の金額

※2 自宅外通学とは、学生が生計維持者（原則父母）のもとを離れて（生計維持の単身赴任は含まない。）家賃を支払って生活している状態のこと。

※3 給付奨学金は、毎月ではなく3ヶ月毎に給付（振込）する予定です。

3 支援対象者となる要件（申込資格・選考基準）

次の(1)～(3)の要件（基準）のいずれにも該当する者が対象になります。

(1) 本校への入学時期等に関する要件

次のア、イのいずれかに該当すること。

ア 高等学校等を初めて卒業(修了)した日の属する年度の翌年度の末日から、本校へ入学した日までの期間が2年を経過していない者
(高校等を卒業後2年の間に入学が認められた者)

イ 高等学校卒業認定試験（以下「認定試験」という。）の受検資格を取得した年度（16歳になる年度）の初日から認定試験合格者となった日の属する年度の末日までの期間が5年を経過していない者（5年経過後、毎年度認定試験を受験していたものを含む）であって、認定試験の合格者となった日の属する年度の翌年度の末日から本校へ入学した日までの期間が2年を経過していない者

(2) 家計に係る基準（収入基準・家計基準）

次のア、イのいずれにも該当すること。

ア 収入基準

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生

【支援を受けられる年収の目安と支援額】

支援対象者	年収の目安		支援区分 (支援額)
	(両親・本人(18歳)・中学生の家族4人世帯の場合)	(両親・本人(19~22歳)・高学生の家族4人世帯の場合)	
住民税非課税世帯の学生	～270万円	～300万円	I (満額)
住民税非課税世帯に準ずる学生	～300万円	～400万円	II (満額の2/3)
	～380万円	～460万円	III (満額の1/3)

※ 収入基準は収入・所得に基づく課税標準額等により設定されているため、世帯構成、障害者の有無等の状況により目安の金額を上回っていても対象となる場合や下回っていても対象とならない場合があります。

イ 資産基準

申込日時点の学生本人と生計維持者の資産額の合計額が下表の基準額未満であること。

生計維持者の人数	基準額
2人の場合	2,000万円
1人の場合	1,500万円

(3) 学業成績等に係る要件（学力基準）

次のア～ウのいずれかに該当すること。

ア 高等学校等における評定平均値が、3.5以上であること。又は、入学者選抜試験の成績が、入学者の上位1/2の範囲に属すること。

イ 高等学校卒業認定試験の合格者であること。

ウ 将来、社会で自立し、活躍する目標をもって学修する意欲を有していることが「学修計画書」等により確認できること。

4 申請にあたり提出していただく書類等（予定）

(1) 入試当日に提出いただくもの

「札幌医療リハビリ専門学校修学支援制度」申請確認書

（受験票送付時に同封しますので、受験当日に受付に提出してください。）

(2) 入学決定後に提出いただくもの

ア「令和3年度大学等奨学生採用候補者決定通知【進学先提出用】」のコピー

（日本学生支援機構奨学金の予約採用を申込まれた方のみ）

イ「札幌医療リハビリ専門学校修学支援制度」申請書

ウ「所得(非)課税証明書」

（2019年1月～12月の収入に基づく2020年度の証明書）

学生本人及び生計維持者（原則：父母）の分（なお、無収入（無職・専業主婦等）の場合も含む。）

エ「生活保護決定（変更）通知書」（該当者のみ）

オ「住民票」（世帯全員記載のもの）

5 入学（採用）後の手続き等について

(1) 適格認定（家計）

毎年、学生本人と生計維持者の所得証明書の提出や資産額についての報告を求め、これらに基づき家計基準の支援区分の見直しを行います。

(2) 適格認定（学業成績等）

学年末に学業成績などの基準に関する判定を行い、その判定結果によっては授業料の減免及び給付奨学金の支給が打ち切られます。